

第2章 平常時の備え

1 図書館の備え ―危機管理に対応するマニュアルの装備状況―

(1) マニュアルの有無

都道府県立図書館では、「図書館独自のマニュアル」を策定している自治体が 35 自治体（74.5%）と最も多く 7 割を占めている。以下「自治体としてのマニュアルがある」9 自治体（19.1%）、「複合施設のマニュアルがある」3 自治体（6.4%）、「その他」1 自治体（2.1%）、具体的には、地域防災計画（地震、津波防災計画編）（自治体作成）、「マニュアルは作成していない」2 自治体（4.3%）となり、「策定中、検討中」は該当する自治体がなかった。

市区町村立図書館は、「自治体としてのマニュアル」446 自治体（35.1%）が最も多く、「図書館独自のマニュアル」226 自治体（17.8%）、「複合施設のマニュアルがある」65 自治体（5.1%）、「策定中、検討中」120 自治体（9.5%）、「その他」47 自治体（3.7%）を併せると 904 自治体（71.2%）である。

「マニュアルを作成していない」387 自治体（30.5%）、「無回答」4 自治体（0.3%）、となっている。何らかのマニュアルを持っている市区町村立図書館が 6 割弱、対して未作成が 3 割以上あることがわかる。

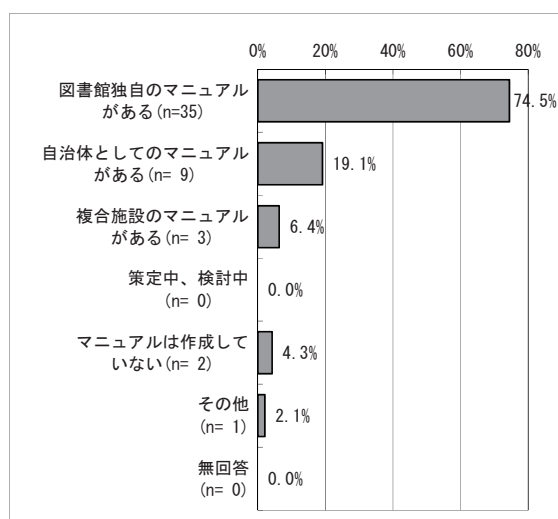


図 2.1 マニュアルの有無（都道府県）

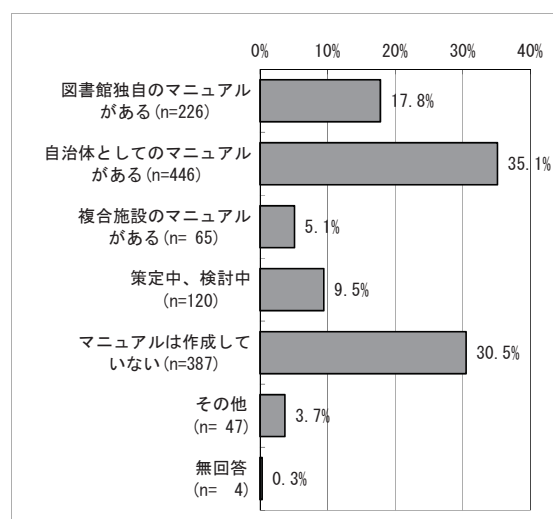


図 2.2 マニュアルの有無（市区町村）

（複数回答）

(2) マニュアル作成の時期

都道府県立図書館では、東日本大震災以前、特に 2005 年から 2009 年までの間が 1 番多く 16 自治体（35.6%）、2004 年以前が 13 自治体（28.8%）、2010 年から震災までが 1 自治体、併せて 30 自治体（66.6%）が、作成済みである。東日本大震災以降では、震災から 1 年後の 2012 年 4 月～9 月に作成した自治体が一番多く 5 自治体（11.1%）となっている。2012 年 10 月以降では 3 自治体（6.7%）が作成済みである。

市区町村立図書館については、都道府県立図書館と同様に 2005 年から 2009 年までの間が 1 番多く 272 自治体（35.8%）、東日本震災以前では、併せて 540 自治体（71.1%）となっている。ちなみに阪神淡路大震災当時の 1995 年～1996 年は 24 自治体あった。東日本震災以降では、219 自治体（28.9%）が作成済みであり、特に 2011 年 10 月～2012 年 9 月までの作成を見ると 96 自治体（12.6%）で全体の 1 割強を占めている。

表 2.1 マニュアル作成時期

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
【東日本大震災以前】				
1 1969年以前	1	2.2%	22	2.9%
2 1970年～1979年	1	2.2%	8	1.1%
3 1980年～1989年	1	2.2%	14	1.8%
4 1990年～1999年	5	11.1%	70	9.2%
5 2000年～2004年	5	11.1%	95	12.5%
6 2005年～2009年	16	35.6%	272	35.8%
7 2010年以降	1	2.2%	59	7.8%
【東日本大震災以降】				
1 2011年3月以前	2	4.4%	36	4.7%
2 2011年4月～9月	1	2.2%	49	6.5%
3 2011年10月～2012年3月	3	6.7%	33	4.3%
4 2012年4月～9月	5	11.1%	63	8.3%
5 2011年10月以降	3	6.7%	23	3.0%
無回答	1	2.2%	15	2.0%
合 計	45	—	759	—

(3) マニュアルの構成

都道府県立図書館では、「避難誘導」と「在館者への対応」が40自治体（88.9%）とならび、次いで「職場での分担」38自治体（84.4%）、「機関への報告」36自治体（80.0%）、「緊急時の連絡」34自治体（75.6%）があげられる。「広報」「開館継続等の判断・周知方法」が併せて18自治体（40.0%）となり、「その他」8自治体（17.8%）となっている。

「その他」の内容としては、次のような記述があった。

- ・職員の行動マニュアル
- ・職員の初期対応
- ・地震登庁基準、施設被害状況の把握、職員の安否確認
- ・救出法、参集法
- ・災害の予防計画、応急対策及び復旧計画
- ・発生時の対応、出火防止・消火活動
- ・想定地震の対応、大津波での避難場所
- ・日常の地震対策、地震後の安全措置、情報収集

市区町村立図書館についても、「避難誘導」624自治体（82.2%）、「職場での分担」601自治体（79.2%）、「緊急時の連絡」592自治体（78.0%）、「機関への報告」587自治体（77.3%）などの高い数値を示し、「在館者への対応」439自治体（57.8%）がこれに次ぐ。「広報」も267自治体（35.2%）あり、地域住民に身近な図書館としての運営がうかがえる。「開館継続等の判断・周知方法」は125自治体（16.5%）でもっとも少なかった。

「その他」には47自治体（6.2%）が回答し、以下のように細部にわたって記述している。

- ・避難場所開設手順
- ・登庁基準
- ・避難所運営
- ・防災教育・訓練

- ・ 現地対策本部の設置
- ・ 図書館で活動中のボランティアメンバー用も作成
- ・ 災害時図書館を拠点として活動するボランティアへの対応
- ・ 閉館時、もしくは休暇中に地震が発生した際の対応
- ・ 各地区連絡所への動員等

表 2.2 マニュアルの構成

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
避難誘導	40	88.9%	624	82.2%
職場での分担	38	84.4%	601	79.2%
機関への報告	36	80.0%	587	77.3%
在館者への対応	40	88.9%	439	57.8%
緊急時の連絡	34	75.6%	592	78.0%
広報	7	15.6%	267	35.2%
開館継続等の判断・周知方法	11	24.4%	125	16.5%
その他	8	17.8%	47	6.2%
無回答	1	2.2%	20	2.6%
回答者数	45	—	759	—

(複数回答)

(4) 来館者への情報提供

都道府県立図書館では、「館内放送」が最も多く 41 自治体 (87.2%) であった。「テレビ等」「ラジオ等」は、各 5 自治体 (10.6%) あり、「SNS (フェイスブック等)」2 自治体 (4.3%)、「電話」は 1 自治体 (2.1%) のみであった。「その他」9 自治体 (19.1%) の内容は、以下のとおり直接・間接双方の手段の記述があった。

- ・ 図書館内に展示パネルの設置
- ・ ホームページ
- ・ 館内掲示
- ・ デジタルサイネージ (電子看板)
- ・ 職員からの声かけなど

市区町村立図書館についても、「館内放送」が、813 自治体 (64.1%) で 6 割を超えている。都道府県立では 0 自治体であった「無線機等」58 自治体 (4.6%)、「市区町村内の有線放送等」263 自治体 (20.7%) が多数あり、大きく異なる点である。また、「その他」が 144 自治体 (11.3%) と 3 番目であり、以下のような即時対応の記述が多かった。

- ・ 声がけ、呼びかけ、口頭
- ・ ハンドマイク、拡声器など
- ・ 防災無線、緊急防災ラジオ
- ・ 館内掲示
- ・ 広報紙
- ・ ホームページなど
- ・ NTT ドコモのエリアメール等携帯電話への情報提供
- ・ ケーブルテレビ回線からの緊急地震速報
- ・ 地域イントラネット (web)

「テレビ等」135 自治体（10.6%）、「ラジオ等」102 自治体（8.0%）、「電話」87 自治体（6.9%）であり無回答も 326 自治体（25.7%）となっている。

また、少数ながら「SNS（フェイスブック等）」31 自治体（2.4%）あり、公共図書館の危機管理－震災対策－の手段として ICT 活用が市区町村から始まっていることがうかがえる。来館者をウェブサイトの閲覧者にも広げると、今後の情報提供のあり方として分析すべき点である。

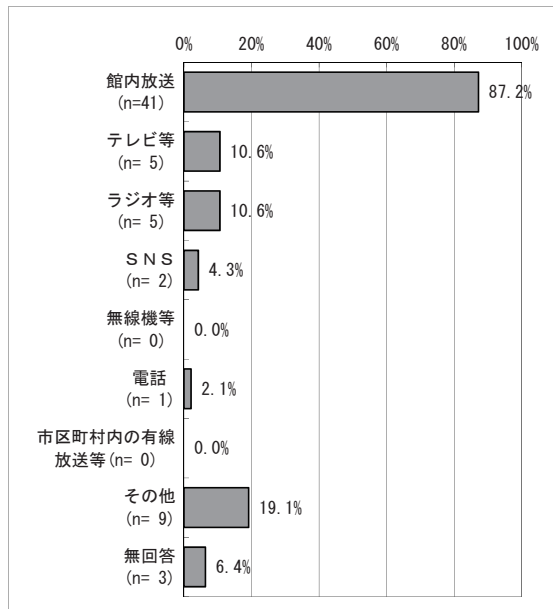


図 2.3 来館者への情報提供（都道府県）

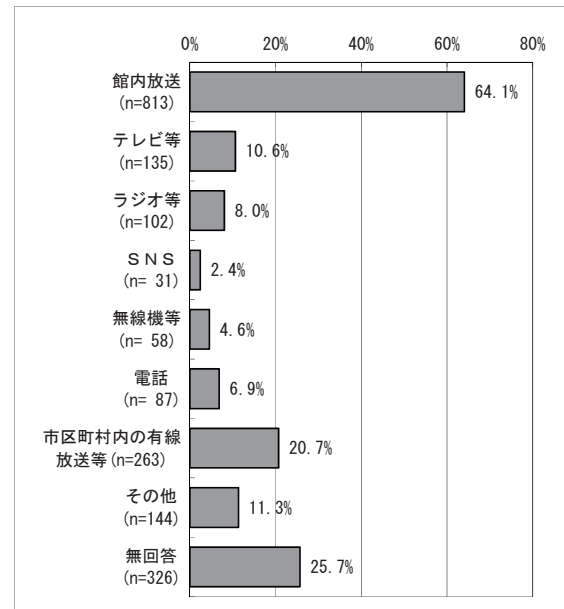


図 2.4 来館者への情報提供（市区町村）

（複数回答）

(5) 地震発生時の来館者の誘導

都道府県立図書館では、「誘導係を決めている」38 自治体（80.9%）、「避難場所を決めている」27 自治体（57.4%）「土曜日曜夜間などを想定している」18 自治体（38.3%）、「子ども・高齢者・障がい者への配慮がある」13 自治体（27.7%）あり、「多言語での案内ができる」1 自治体（2.1%）であった。「その他」2 自治体（4.3%）であり、以下のような記述が寄せられた。

- ・複合施設防災センターとの連携

- ・施錠、貼り紙によるエレベーターの使用禁止措置。貼り紙、ロープ等による危険箇所への立入禁止措置となっている。

その他の備考には、下記のような記述が寄せられた。

- ・地震後の火災、大津波発生時を想定した来館者の避難誘導

- ・昨年度の防災訓練では、子ども・高齢者・障がい者へ配慮する対応も想定して実施した。

市区町村立図書館についても、「誘導係を決めている」544 自治体（42.9%）と「避難場所を決めている」534 自治体（42.1%）と近似した数値を示し、4 割以上の図書館が誘導する職員と避難場所の対策を考慮していることがわかる。次に「子ども・高齢者・障がい者への配慮がある」180 自治体（14.2%）、「土曜日曜夜間などを想定している」145 自治体（11.4%）が続く、「多言語での案内ができる」6 自治体（0.5%）であり、都道府県立と同様一番少数であった。「その他」84 自治体（6.6%）であり、下記のような記述が寄せられた。

- ・火災発生時と同様の対応をとる

- ・書架から離れるように促す
- ・職員全員で対応
- ・施設内残存者の確認手順を定めている
- ・津波警報発令の有無により指定避難所または一時避難場所へ誘導
- ・近隣の池が破水した時は高地に避難すること
- ・学校との連携で子供たちの避難場所誘導を配慮している
- ・負傷者及び急病人等への対応
- ・配慮していない
- ・開館時間外は想定していない
- ・特にマニュアルとしては決めていない
- ・具体的な取り決めはない

また、「特になし・記載なし」などの記述も多く、「無回答」も 426 自治体（33.6%）となっている。

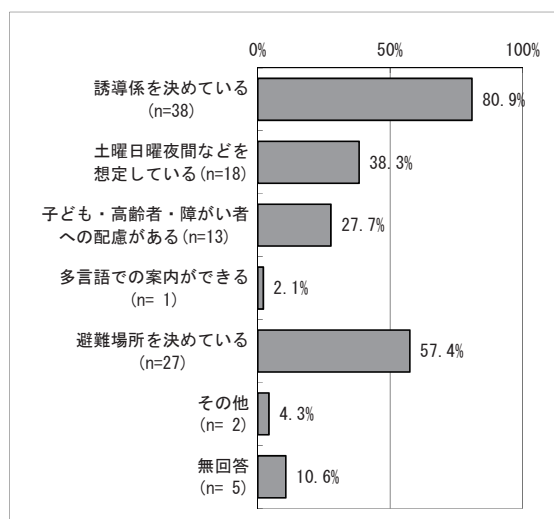


図 2.5 地震発生時の来館者の誘導（都道府県）

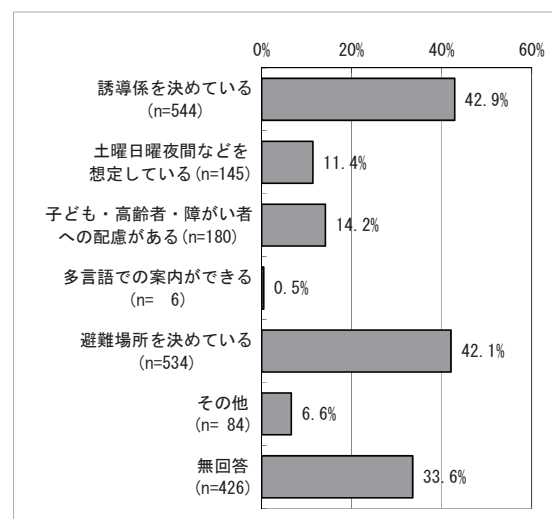


図 2.6 地震発生時の来館者の誘導（市区町村）
（複数回答）

2 図書館独自のマニュアルを作成している図書館のマニュアルの周知・活用方法

(1) マニュアルの職員等への周知

都道府県立図書館では「一人一部づつ携行している」20 自治体（57.1%）が目立つ以外は「その他」7 自治体（20.0%）、「サービスポイント（各カウンター）に常備している」6 自治体（17.1%）、「館に 1 部ある」4 自治体（11.4%）、「部・課などの担当グループごとに携行している」3 自治体（8.6%）と概ね低い数値である。

備考には以下 7 件の記述があった。

- ・年度始め、防災訓練、防災研修、新任職員防災研修等で配布
- ・マニュアル周知の職員研修会を開催
- ・管理職・危機管理担当者・総務課職員にはファイルを配布。他の職員には各自印刷してもらうため図書館掲示板に掲示
- ・管理課、企画サービス部、資料部に各 1 冊、計 3 冊
- ・職員用のポータルサイトに載せている

- ・共有ファイルに保存
- ・共通ドライブに格納

市区町村立図書館では「館に1部ある」126自治体（55.8%）が最も多かった。次に「一人一部ずつ携行している」76自治体（33.6%）あり、各自携行する図書館が3割以上ある。「サービスポイント（各カウンター）に常備している」34自治体（15.0%）の次に「各部局へも図書館作成のマニュアルを送付し周知している」が26自治体（11.5%）見られたのは、0自治体だった都道府県と異なる点である。さらに「その他」20自治体（8.8%）、「部・課などの担当グループごとに携行している」18自治体（8.0%）の順となった。

備考には26件の記述が寄せられた。以下、2つのグループに分けてまとめる。

他部局・業者などへの周知

- ・教育委員会管理職及び町長、副町長、総務課長に配布
- ・本庁の危機管理担当部署への報告
- ・「消防訓練計画書」に含めた形で消防署に提出
- ・指定管理館なので自治体の担当部署に提出
- ・委託業者へ周知

掲示や配布・閲覧の方法

- ・放送機器の上部に掲示
- ・図書館事務室にマニュアルを掲示
- ・防災訓練時の機会に改めて職員に周知
- ・年一度の訓練時に、職員に一人一部を配布
- ・年1回防災訓練で確認
- ・事務所内に1部備付け
- ・事務室戸棚にファイルに数冊まとめて、いつでも見ることができる
- ・ファイルサーバの共通フォルダに保存しており、常時参照できる

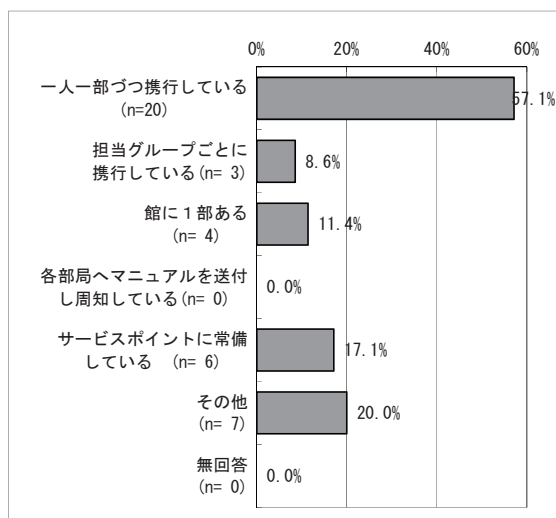


図 2.7 マニュアルの周知（都道府県）n=35

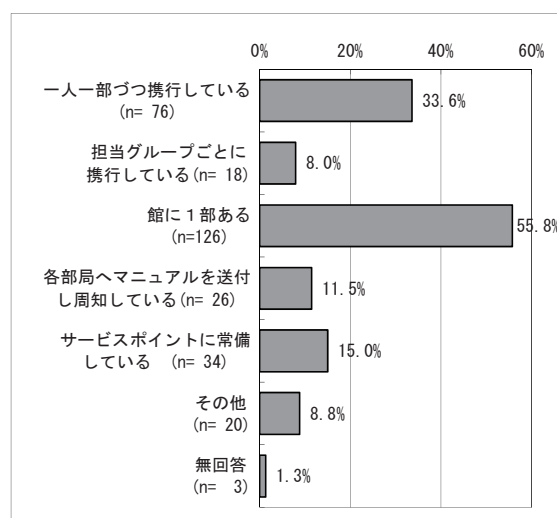


図 2.8 マニュアルの周知（市区町村）n=226
(複数回答)

表 2.3 マニュアルの周知

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
一人一部ずつ携行している	20	57.1%	76	33.6%
部・課などの担当グループごとに携行している	3	8.6%	18	8.0%
館に1部ある	4	11.4%	126	55.8%
各部局へも図書館作成のマニュアルを送付し周知している	0	0.0%	26	11.5%
サービスポイント（各カウンター）に常備している	6	17.1%	34	15.0%
その他	7	20.0%	20	8.8%
無回答	0	0.0%	3	1.3%

(複数回答)

(2) マニュアルの見直し

都道府県立図書館では「年に1回見直す」26自治体（74.3%）が最多で、以下「改善点があれば随時見直す」4自治体（11.4%）、「作成後まだ見直しを行っていない」3自治体（8.6%）、「隔年に1回見直す」1自治体（2.9%）などとなっている。

備考には以下3件の記入があった。

- ・2011年度に新規作成
- ・改善点があれば随時見直す予定
- ・防災訓練、防災研修前に各年1回の見直し

市区町村立図書館からは「年に1回見直す」146自治体（64.6%）が最多で、「改善点があれば随時見直す」53自治体（23.5%）、「作成後まだ見直しを行っていない」12自治体（5.3%）、「隔年に1回見直す」6自治体（2.7%）の順となった。

備考には以下9件の記入があった。

- ・避難訓練（年3回）の実施ごとに見直し、改善点があれば都度反映
- ・消防計画を更新する際に地震時対策についても見直し
- ・防火管理者変更時もあり
- ・東日本大震災以降に見直しを実施
- ・マニュアルは2009年に作成したが、窓口等委託開始に伴い2012年に見直し
- ・改善点があれば随時見直す。南海地震を想定したマニュアルの作成が必要
- ・指定管理者が改訂
- ・平成20年改定後、未改定
- ・今年度から始めた、いろんな場合を想定して職員全員が共通認識しておく

独自のマニュアルを持つ都道府県立では88.6%、市区町村立では90.7%とほぼ9割で定期もしくは随時見直しを行いながら運用していることがわかる。また、市区町村立からは改善の契機、方法などの具体例も寄せられている。

表 2.4 マニュアルの見直し

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
改善点があれば随時見直す	4	11.4%	53	23.5%
年に1回見直す	26	74.3%	146	64.6%
隔年に1回見直す	1	2.9%	6	2.7%
作成後まだ見直しを行っていない	3	8.6%	12	5.3%
その他	0	0.0%	0	0.0%
無回答	1	2.9%	9	4.0%
合 計	35	100.0%	226	100.0%

(3) マニュアル改訂の手順

都道府県立図書館では「図書館の防災・危機管理担当の職員が主に見直しを行う」26 自治体（74.3%）のほかは「図書館の職員が全員で見直しを行う」4 自治体（11.4%）、「その他」3 自治体（8.6%）、「本庁部局の職員も参加して見直しを行う」1 自治体（2.9%）であった。

備考には以下の5件の記入があった。

- ・ 初期対応が必要な各カウンター担当職員による見直しを想定
- ・ 担当者が見直しを行った後に、編成隊の全班長との見直しと訓練打ち合わせを行った
- ・ 見直しの提起をした後、全職員で検討
- ・ 係長以上
- ・ 検討中

市区町村立図書館では「図書館の防災・危機管理担当の職員が主に見直しを行う」146 自治体（64.6%）「図書館の職員が全員で見直しを行う」53 自治体（23.5%）、「その他」12 自治体（5.3%）、「本庁部局の職員も参加して見直しを行う」6 自治体（2.7%）の順に回答があった。

備考には以下19件の記述があり、3つのグループに分けてまとめた。

職員や参加者について記述があったもの

- ・ 訓練実施後に全参加者から検討課題を提出し、防災責任者が意見集約の上で見直しを行う
- ・ 防火管理者が中心となって見直し等を行う
- ・ 訓練時の参加者の意見を基に改訂する
- ・ マニュアルに従って職員全員で訓練を行い見直す
- ・ 担当者が中心になり職員（チーフ・主任）と相談する
- ・ 社内マニュアルを基準に館の担当が見直す

管理者との関係について記述があったもの

- ・ 指定管理者の事業体が行う
- ・ 指定管理者のマニュアル改定にあわせ図書館マニュアルの見直す
- ・ 本社の危機管理担当が主に見直しを行い、館でカスタマイズする
- ・ 複合施設の管理運営の方で各館の意見を聞いて行う
- ・ 指定管理者会社が状況により改訂
- ・ 指定管理者で見直しが行われそれを現場に即して運営
- ・ 本社（指定管理者）からの指示やアドバイス
- ・ 庁舎の中に図書館があるので、庁舎の一部として所轄課に任せている。図書館内の災害マニュアルが必要。

その他

- ・ 手順も含め見直しを検討中
- ・ 改善点があれば見直す
- ・ 見直しや改訂を行っていない
- ・ 見直しについては何も決まっていない

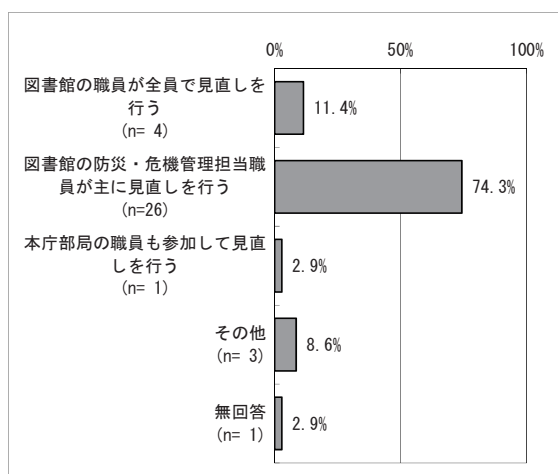


図 2.9 マニュアル改訂の手順（都道府県）n=35

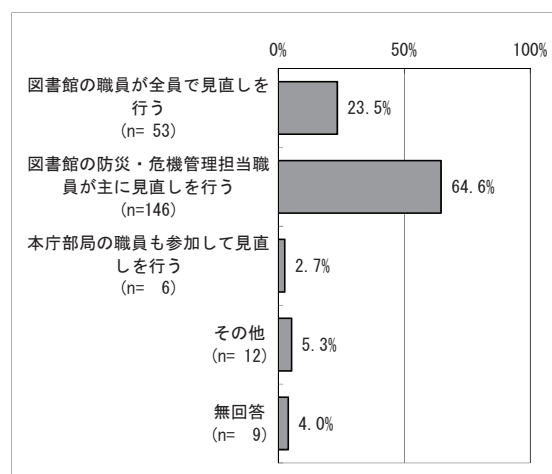


図 2.10 マニュアル改訂の手順（市区町村）n=226

表 2.5 マニュアル改訂の手順

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
図書館の職員が全員で見直しを行う	4	11.4%	53	23.5%
図書館の防災・危機管理担当の職員が主に見直しを行う	26	74.3%	146	64.6%
本庁部局の職員も参加して見直しを行う	1	2.9%	6	2.7%
その他	3	8.6%	12	5.3%
無回答	1	2.9%	9	4.0%
合 計	35	100.0%	226	100.0%

(4) マニュアルの活用

都道府県立図書館では「図書館の防災訓練の際には必ず使用する」28自治体（80.0%）が最も多かったが、以下は「その他」7自治体（20.0%）、「職員ミーティングの際には使用する」と「実際の自然災害時に使用した」がともに3自治体（8.6%）である。実際の自然災害時の内訳は2011年3月の東日本大震災（その後の余震含む）2、2012年の台風1であった。

備考には以下8件の記入があった。使用例、使用機会とともに「活用されていない」旨の記述もある。

- ・職員研修会のテキストとして使用
- ・単体訓練、本庁部局との総合訓練の際
- ・職員への周知
- ・複合施設の防災訓練の際
- ・全体として活用する場面はないが、各自通読
- ・施設管理、窓口対応、自然災害時に活用
- ・年度当初の職員研修
- ・現状では十分に活用されていない

「職員ミーティングの際には使用する」の頻度は「その他」2自治体（66.7%）、「月1回」1自治体（33.3%）の回答があった。頻度の記述には年1回が2自治体のほか「防災訓練打合せ、防災研修等」の記入があった。

市区町村立図書館では「図書館の防災訓練の際には必ず使用する」159 自治体（70.4%）が最多であり、「職員ミーティングの際には使用する」34 自治体（15.0%）、「その他」28 自治体（12.4%）、「実際の自然災害時に使用した」16 自治体（7.1%）、そして「本庁部局の職員を合わせた防災訓練の際には必ず使用する」9 自治体（4.0%）と続く。都道府県立とやや異なる様相が推察される。

実際の自然災害時に使用した 16 自治体は、時系列に以下の被災の内訳である。

- ・2011 年 3 月 東日本大震災 10
- ・2011 年 3 月 東日本大震災余震 1
- ・2012 年 12 月 7 日 三陸沖地震 2
- ・2012 年 12 月 東北地方が震源の地震 1（回答自治体は震度 4）
- ・2012 年 12 月 震度 4 の地震 1

備考には 32 件の記述が寄せられた。以下、4 つのグループに分けてまとめる。

災害時に使用する

- ・災害時
- ・災害や事故等が起きたとき
- ・館内放送し避難誘導した

研修や訓練時に使用する

- ・新規採用者等の研修
- ・職員研修（危機管理）
- ・入社時研修
- ・職員間で非常時について確認する機会等
- ・研修時以外に使用したことはない
- ・図書館の防災訓練の際に、必要に応じて
- ・図書館見学等、事業がある前にはマニュアルを読み、事前に把握
- ・館内の打ち合わせの時に、マニュアルをもとに緊急時の対応方法を確認しあう
- ・スタッフへの周知が必要なときに随時
- ・今回のような調査等における内容等の確認時
- ・複合施設全体の防災訓練の際
- ・防災訓練を実施した際
- ・随時のマニュアル確認で使用
- ・平成 20 年までは防災訓練時、今は携帯せず防災訓練を行う

今後使用する予定、計画など

- ・今後地震災害が発生した時
- ・策定したばかりで使用例はないが、訓練時に使用予定
- ・館内掲示して職員が内容を把握し地震の際それに従うが、まだ該当する規模の災害がない
- ・より実践的な研修や訓練を計画中

活用されていない

- ・東日本大震災の際、実際にマニュアルを使用して行動できなかった
- ・マニュアルに沿うような災害訓練を実施していない
- ・あまり使用していない
- ・使用した事がない。(保管のみ)
- ・未使用
- ・図書館として必要性は感じつつも、マニュアルが使われてない
- ・2002 年マニュアル作成後、使用していない
- ・今まで地震を想定した訓練を行っていないので活用したことはない

具体的な記述があった半面、活用されずにいる現状も浮かび上がった。

「職員ミーティングの際には使用する」の頻度は「その他」が最多で 29 自治体 (85.3%)、「月 1 回」と「週 1 回」がともに 1 自治体 (2.9%) だった。

頻度の記述には年 1 回が 9 自治体、年 2 回以上 (6 か月、数回など) が 7 自治体、随時が 3 自治体、不定期が 3 自治体、ほかに「朝礼」「新人研修」「防災訓練時」など合計 28 件あった。

表 2.6 マニュアルの活用

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
図書館の防災訓練の際には必ず使用する	28	80.0%	159	70.4%
本庁部局の職員を合わせた防災訓練の際には必ず使用する	0	0.0%	9	4.0%
職員ミーティングの際には使用する	3	8.6%	34	15.0%
実際の自然災害時に使用した	3	8.6%	16	7.1%
その他	7	20.0%	28	12.4%
無回答	1	2.9%	15	6.6%
回答者数	35	—	226	—

(複数回答)

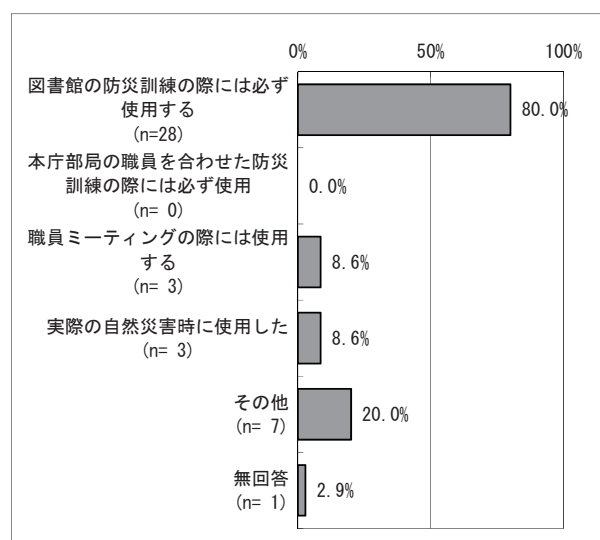


図 2.11 マニュアルの活用（都道府県）

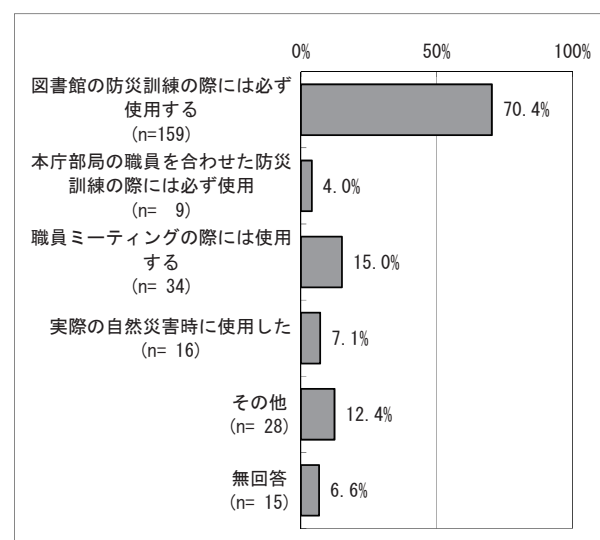


図 2.12 マニュアルの活用（市区町村）

3 図書館以外のマニュアルを運用している図書館のマニュアルの周知・活用方法

(1) マニュアルの周知

都道府県立図書館は回答 12 自治体の中で無回答が 9 自治体 (75.0%)、「一人一部ずつ携行している」2 自治体 (16.7%)、「館に 1 部ある」「サービスポイント (各カウンター) に常備している」がともに 1 自治体 (8.3%) だった。

備考には「ホームページ上」「共有ドライブで随時閲覧」の記入があった。

市区町村立図書館では回答者 551 自治体で「館に 1 部ある」256 自治体 (46.5%)、「一人一部ずつ携行している」122 自治体 (22.1%)、「部・課などの担当グループごとに携行している」98 自治体 (17.8%)、「その他」57 自治体 (10.3%)、「今のところマニュアルはない」23 自治体 (4.2%)、「サービスポイント (各カウンター) に常備している」4 自治体 (0.7%) の順となり、無回答が 47 自治体 (8.5%) である。

備考には 76 件の記述が寄せられた。これを以下、3 つのグループに分けてまとめた。

冊子体などにして常備・配布・携行・掲示など

- ・館長と係に 1 部ずつ
- ・年 2 回消防防災訓練を図書館独自の計画書(マニュアル)を作成して実施。一人一部ずつ配布
- ・一人一部ずつ携帯版を携行
- ・責任者が携行
- ・閲覧用 1 部・貸出用 1 部・館職員用 1 部・保存資料用 1 部
- ・危機管理研修参加者に資料を配り、全員参加を目指す
- ・ポケット版を名札に入れ、携行
- ・職員防災ハンドブックを職員各自が携帯
- ・正職員が 1 部ずつ携行
- ・正職員のみ携行
- ・職員は一人一部携行。委託職員にも数部配布し共有
- ・日々雇用職員以外は全員携行
- ・職員初動マニュアルは一人一部携帯
- ・町役場が作成したマニュアルを正規職員のみ一人一部持っている
- ・年度毎に各個人宛に配布
- ・管理職が携行
- ・リーダー以上の職員が一人一部ずつ
- ・一人一部配布しているが、携行まではしていない
- ・町地域防災計画は 1 冊図書館にあり。職員初動マニュアルは役職により持参
- ・中央図書館に 1 部印刷したものがあり、職員全員が見られるようにシステム上にある
- ・概要版が図書館に 1 部あるのみ
- ・役割分担は館内に 1 部、避難経路は館内各所に掲示
- ・町の地域防災計画は館に 1 部。職員初動マニュアル「災害発生時職員担当表」は一人一部
- ・図書館のマニュアルは各館に掲示。自治体作成のものは「防災計画」を各所属に配置し、「職員初動マニュアル」を各職員に配布

- ・地域防災計画（地震対策、風水害対策、資料編）がそれぞれ一部つつある
- ・自治体防災計画、施設消防計画
- ・カウンター近くの壁に掲示
- ・防災訓練時に確認
- ・消防や緊急時の連絡網は各自携行
- ・複合施設の防災訓練で使用するマニュアルを携行
- ・管理営業所が携行

職員ポータルや自治体ウェブサイトなどで参照・出力可能

- ・自治体のホームページで閲覧可能
- ・職員ポータルサイトで閲覧可能
- ・職員一人一人がプリントアウトできる
- ・パソコンにデータとして入っている
- ・庁内LANでいつでも閲覧可
- ・市役所サーバーの図書館職員共通フォルダ内にデータ保存
- ・マニュアルデータは、全職員が閲覧できる環境にあるが、印刷物はない
- ・地域防災計画として公表しているので、いつでも閲覧可能な状態
- ・自市の行政システムにあり

マニュアルはない、計画中、その他

- ・マニュアルはないが有事の際、利用者の誘導等の徹底を全スタッフに指示した
- ・町のマニュアルは作成されたばかりで現在庁内で周知をはかっている。各課配布の冊子を待っている段階
- ・今後、館独自のマニュアルを作成する
- ・図書館にマニュアルを備えていない

冊子体などを携行する旨の回答がある一方、職員ポータルや自治体ウェブサイトなどで参照・閲覧可能とする自治体が多かった。また、携行する職位の記入もいくつか見られる。マニュアルの周知方法に関しては媒体のあり方、職員の範囲などの分析が必要であろう。

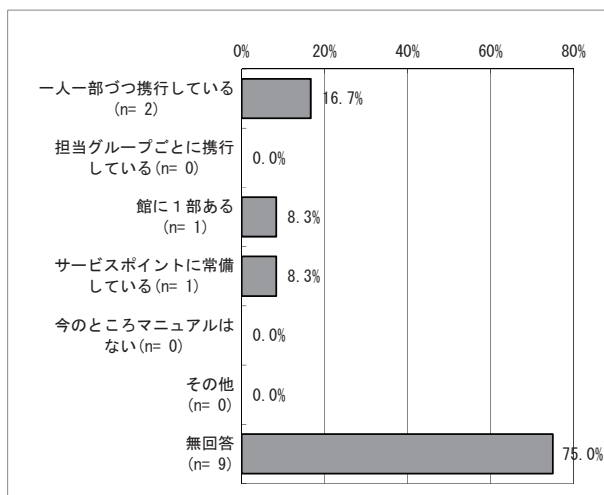


図 2.13 マニュアルの周知（都道府県）

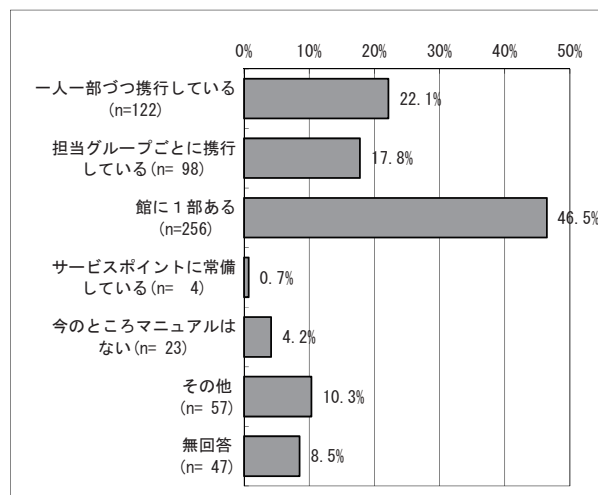


図 2.14 マニュアルの周知（市区町村）

表 2.7 マニュアルの周知

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
一人一部づつ携行している	2	16.7%	122	22.1%
部・課などの担当グループごとに携行している	0	0.0%	98	17.8%
館に1部ある	1	8.3%	256	46.5%
サービスポイント（各カウンター）に常備している	1	8.3%	4	0.7%
今のところマニュアルはない	0	0.0%	23	4.2%
その他	0	0.0%	57	10.3%
無回答	9	75.0%	47	8.5%
回答者数	35	—	226	—

(複数回答)

(2) マニュアルの活用

都道府県立図書館は回答者数が12と限られており、「図書館の防災訓練の際には必ず使用する」と「職員ミーティングの際には使用する」がともに1自治体(8.3%)、「その他」2自治体(16.7%)の回答数で、無回答が9自治体(75.0%)である。

備考には10件の記述があり、年1回の確認が2件、複合施設の防災訓練やマニュアル作成に用いるところが3件などの事例があった。以下に挙げておく。

- ・災害発生時
- ・防災訓練時に参考資料として使用
- ・複合施設の防災訓練の際
- ・合同防災訓練打合せ会、防災研修、平成24年度防災訓練等
- ・年1回配布時に確認
- ・年一回の携行チェックの際に内容確認
- ・措置対応、被害報告を行う際使用（自治体のマニュアル） 防災訓練の訓練内容作成時に参考とする（複合施設のマニュアル）
- ・正職員が携行
- ・特に使用することはない
- ・活用例は不明

また、「職員ミーティングの際には使用する」の頻度は「その他」1のみで、「各自業務遂行上確認をしたいとき」と記入があった。

市区町村立図書館では、「本庁部局の職員を合わせた防災訓練の際には必ず使用する」213自治体(38.7%)が最多で、次いで「図書館の防災訓練の際には必ず使用する」165自治体(29.9%)、「その他」79自治体(14.3%)、「実際の自然災害時に使用した」36自治体(6.5%)、「今のところマニュアルはない」28自治体(5.1%)、「職員ミーティングの際には使用する」19自治体(3.4%)、と各選択肢に回答があった。

実際の自然災害時に使用した36自治体は時系列に以下の被災の内訳である。

- ・2007年7月 新潟県中越沖地震 1
- ・2008年6月 岩手・宮城内陸地震 1
- ・2009年8月 静岡沖地震 1

- ・ 2010 年 3 月 東北地方太平洋沖地震 1
- ・ 2011 年 3 月 東日本大震災 24（東北地方太平洋沖地震 4 件を含む）
- ・ 2012 年 7 月 九州北部豪雨 1
- ・ 2012 年 9 月 台風 17 号 1
- ・ 2012 年 9 月 台風 1
- ・ 2012 年 12 月 三陸沖地震 1
- ・ 2012 年 台風 1

備考には 82 件におよぶ記述が寄せられた。このうち「活用されていない」「使用していない」という記入が 30 件あまりを占める。そのほか「各自で確認」「研修時」「複合施設の防災訓練時に使用」などが多くある。また、東日本大震災の被災地域の館から「東日本大震災及び同年 4 月の余震の時」といった記入もあり、ほかにも活用の機会や契機に関する具体的な事例が見られる。以下、3 つのグループに分けてまとめた。

活用の機会・頻度

- ・ 地震等あった時
- ・ 2011 年 3 月東日本大震災及び同年 4 月の余震の時
- ・ 自然災害発生時
- ・ 大規模災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき
- ・ 新任研修時
- ・ 各自、マニュアルの習熟に努める
- ・ 防災訓練の前に各自で確認
- ・ 自治体のマニュアルが職員の共通フォルダ内にあるので、各自確認
- ・ 必要に応じて職員が確認
- ・ 日頃から意識啓発に努める
- ・ 基本的な項目しか書かれていないので、緊急時までには頭に入れて行動することを目指す
- ・ 複合施設の防災訓練の際
- ・ 市が実施する防災訓練時
- ・ 図書館が入っている複合施設全体での防災訓練時
- ・ 図書館の防災訓練の際、必要に応じて使用
- ・ 地震を想定した図上訓練、情報伝達訓練時
- ・ 年 1 回の消防訓練の手順確認時に参考とする
- ・ 災害対策本部機構図が人事異動などで代わった時に名簿を差し替えて事務室に掲示
- ・ 防災事務推進時
- ・ 消防計画書のマニュアルを参考

検討中、活用されていない・使用していない

- ・ マニュアルを活用した訓練を図書館独自では実施していない
- ・ 特に活用例はない
- ・ 現在のところ具体的に利用していない

- ・市「防災計画」があるが、現時点で使用を要する機会が無い
- ・実際に使用したことはない
- ・全体計画なので図書館で使うことはない
- ・マニュアルとして作成はされているが活用されていない
- ・町職員として研修時に見る程度。図書館としては使用出来ていない
- ・マニュアルを使用する訓練等は実施していない
- ・自治体マニュアルに図書館の記述がほとんどないので活用する機会がなかった
- ・マニュアルを通知されたのみ。説明を受けたり活用する機会がいままでなく使用していない
- ・課内で供覧後いつでも見られるよう保存しているだけ
- ・実際には図書館では使用される機会が今までなかった
- ・今年発行したばかりなので、まだ活用していない
- ・図書館での防災訓練は実施していないためマニュアルを活用していない
- ・策定後間もないため使用した実績がないが、今後防災訓練等で活用予定
- ・現在マニュアル内容について行政へ確認・協議中。今後、定期的な職員研修等での利活用が見込まれる
- ・今回の調査で市のマニュアルを確認。今後、館独自のマニュアル作成に結びつけたい

その他

- ・地震を想定した防災訓練は行っていない
- ・マニュアルには「地震編」「風水害編」がある
- ・大きな地震災害は起こっていないため、台風等自然災害時マニュアルの行動を取る

「職員ミーティングの際には使用する」と回答した 19 自治体に頻度を聞いたところ、「その他」16 自治体（84.2%）、「月 1 回」2 自治体（10.5%）、無回答 1 自治体だった。

その他の内容には 16 件あり、年 1 回が 4、年 2 回以上が 5、随時・必要に応じて 4 の回答である。具体的な記述は以下のとおりである。

- ・消防防災訓練前のミーティング時(年 2 回)
- ・(随時)余震の発生が頻発している等
- ・年 2 回(スタッフミーティング時)
- ・随時、少なくとも年 1 回は館内定例会議時に職員間で確認をしたい
- ・修正等があった場合
- ・避難訓練前、複合施設の防災訓練

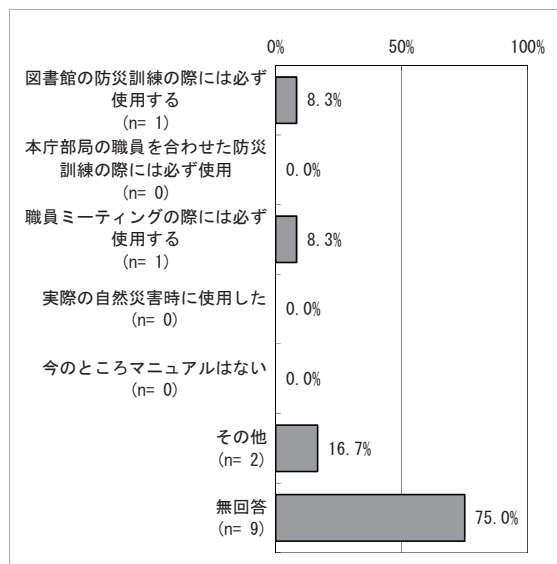


図 2.15 マニュアルの活用（都道府県）

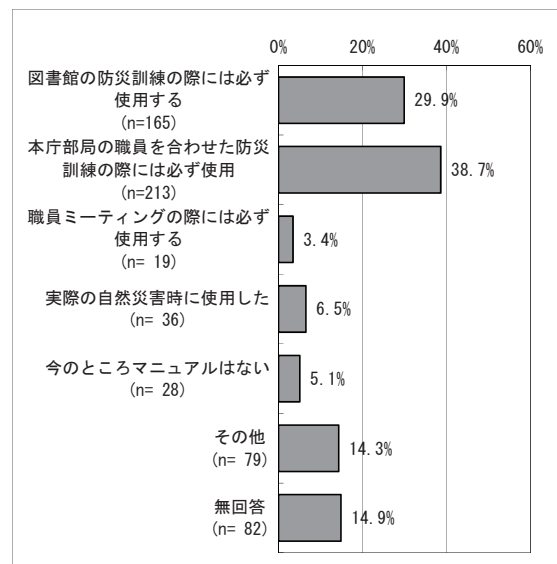


図 2.16 マニュアルの活用（市区町村）

表 2.8 マニュアルの活用

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
図書館の防災訓練の際には必ず使用する	1	8.3%	165	29.9%
本庁部局の職員を合わせた防災訓練の際には必ず使用する	0	0.0%	213	38.7%
職員ミーティングの際には必ず使用する	1	8.3%	19	3.4%
実際の自然災害時に使用した	0	0.0%	36	6.5%
今のところマニュアルはない	0	0.0%	28	5.1%
その他	2	16.7%	79	14.3%
無回答	9	75.0%	82	14.9%
回答者数	12	—	551	—

（複数回答）

4 事業継続計画の有無

事業継続計画（Business Continuity Planing）とは、被災しても重要な事業を中断せず、中断しても可能な限り短時間で再開できるように、事前に計画・準備していくことを目的とした計画のことを指し、近年、様々な方面で策定が進んでいる。

ここでは図書館の関係する事業継続計画の策定について尋ねてみた。

都道府県、市区町村とも「策定していない」が最も多く、それぞれ 28 自治体（59.6%）、930 自治体（73.3%）となっており、都道府県では全体の約 6 割、市区町村では 7 割強を占めている。

逆に、「策定済み」「現在策定中」「自治体の策定した計画に組み込まれている」を合わせると、都道府県では、11 自治体（23.5%）、市区町村では 138 自治体（10.9%）となっているが、まだ少数である。

表 2.9 事業継続計画の有無

回答項目	都道府県		市区町村	
	回答数	構成比	回答数	構成比
策定済み	7	14.9%	30	2.4%
現在策定中	2	4.3%	36	2.8%
自治体の策定した計画に組み込まれている	2	4.3%	72	5.7%
今後策定予定	4	8.5%	55	4.3%
策定していない	28	59.6%	930	73.3%
無回答	4	8.5%	146	11.5%
合 計	47	100.0%	1,269	100.0%

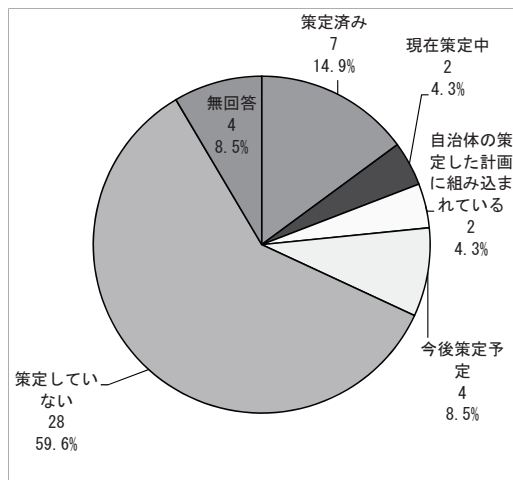


図 2.17 事業継続計画の有無（都道府県）

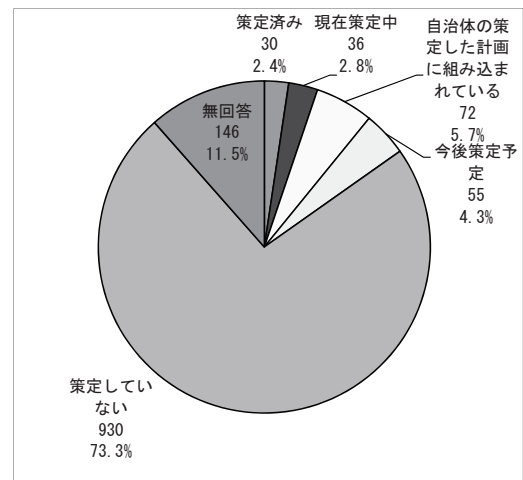


図 2.18 事業継続計画の有無（市区町村）

5 地震を想定した防災対策

(1) 図書館で行う防災訓練の実施状況

ア 実施頻度、イ 主体、ウ 参加者、エ 内容の4点に分けて質問を行った。

ア 実施頻度

都道府県立図書館では「年1回」20自治体（42.6%）と「年2回以上」6自治体（12.8%）の回答とともに、「地震を想定した防災訓練は行っていない」が16自治体（34.0%）に上る。「その他」が5自治体（10.6%）である。

備考として以下の7件の記入があった。実施状況のほか、火災訓練、地震を想定したものではない旨の記述がある。

- ・火災訓練として実施
- ・火災も含めて年2回以上の防災訓練のうち、1回以上地震についての訓練を行う
- ・年度内に1回実施予定
- ・昨年度、初めて地震を想定した防災訓練を実施。今年度は消防訓練（以前より年1回実施）実施
- ・2年に1回実施（特に地震だけを想定したものではない）
- ・防災訓練は講義形式も含め、年2回実施。地震を想定したものは平成23年9月に実施
- ・避難訓練、消火訓練、救護訓練、非常持ち出し訓練、指揮命令訓練、設備シャットダウン訓練等

市区町村立図書館では「地震を想定した防災訓練は行っていない」687自治体（54.1%）が最も多く、次いで「年1回」339自治体（26.7%）、「年2回以上」141自治体（11.1%）、「その他」83自治体（6.5%）の順である。

備考には145件寄せられた。50件あまりは火災訓練もしくは火災対策に重きをおく訓練の記述が占める。また、地震を想定したと考えられる訓練については40件ほどあり、以下6つのグループに分けてまとめた。

図書館で行う地震を想定した訓練と実施頻度など（予定・検討中を含む）

- ・年2回の消防訓練において、地震発生時にも共通する来館者の避難誘導に関する訓練を行う
- ・数年に1回程度（昨年度は実施したが今年度は実施せず）

- ・年2回、火災や地震等を想定した防災訓練を複合施設全体で行う
- ・今までは火災のみの防火訓練、今年度は防災訓練とし地震と火災を想定した避難訓練を実施予定
- ・地震を想定した防災訓練の継続実施を検討
- ・地震等による火災発生についての防災訓練
- ・地震・火災・緊急対応について年1回セミナー及び訓練を行う
- ・消防訓練に含めて実施
- ・2年に1回
- ・火災想定 of 防災訓練を年1回、地震想定 of 防災訓練を年1回実施
- ・年1回、消防訓練を実施。今後、地震を想定した防災訓練を検討
- ・年1回防災訓練を実施、火災を想定した訓練中心。年によって特別な訓練として地震対応の訓練も行う（平成22年度は起震車による地震体験を行った）
- ・年2回実施のうち、地震と火災と想定を考慮し実施（年2回震災の想定、年1回づつの場合あり）
- ・火災訓練、消火器訓練、AED操作講習、地震避難訓練等を施設ごとの状況に応じて実施
- ・火災及び地震を想定
- ・東日本大震災以降実施した館もある
- ・地震と火災を想定した防災訓練を1年交代で行う
- ・図書館独自で地震を想定し、その後の火災消火訓練を実施
- ・火災や防犯等もあるため地震については数年に1回程度
- ・防災訓練（火災・地震）を年1回
- ・平成24年度にマニュアルを作成し、2回地震を想定した訓練を実施。今後は年1回程度を予定
- ・平成25年実施予定
- ・（火災・地震を想定した）防災訓練。（避難経路チェック、避難器具使用法、誘導方法など）
- ・地震を想定し、災害状況報告訓練、火災通報訓練、広報（館内放送）訓練、避難訓練、防火（消火）訓練
- ・地域館のみ実施
- ・火災を想定した避難訓練（年2回実施）の際に地震発生も想定
- ・主に火災を想定しているが、地震も火災の一因となりうると考え実施
- ・火災、旧病者の介護等も想定して訓練
- ・地震を含めた管内での火災発生を予測した防災訓練を年1回消防署と協力して実施

自治体主催の訓練や研修に参加

- ・自治体の実施している防災研修に参加
- ・震災後1度本庁で行われ参加したが、定期的なものではない
- ・2年に1回実施
- ・町で行う防災総合訓練に合わせて実施
- ・総務部主催の地震発生を想定した1分間の訓練に7月に参加。25年1月にも参加予定
- ・市として地震も想定した「総合防災訓練」を実施
- ・年1回、自治体防災訓練に参加

- ・防災訓練では避難所としての訓練を行う
- ・複合施設であるので、施設全体の防災訓練（地震による火災発生）に参加
- ・複合施設のため、文化会館と一緒に年2回、避難誘導・救護等訓練を行う
- ・中央館（本庁と複合施設）は、本庁と一緒に防災訓練年2回のうち1回が地震想定。分館は地震想定での訓練はしていない

複合施設としての訓練に参加

- ・複数館のうち1館のみ、年1回複合施設の防災訓練に参加
- ・複合施設のため、施設全体の防災訓練に参加
- ・複合施設の為、全館で年2回実施する防火避難訓練の内、1回を地震に伴う火災避難と想定して訓練を実施
- ・複合館として館内全体での訓練。年によって、火災、地震を想定
- ・図書館が入っている複合施設で年一度防災訓練を実施

消防、防災、防火などの訓練

- ・消防訓練は年2回実施
- ・火災訓練、エレベーター閉じ込め時救出訓練
- ・通常の防災訓練のみ
- ・火災による避難訓練は年1回、その際、救急救命の講習等も行う
- ・火災避難誘導訓練
- ・火災訓練を年2回複合施設として実施
- ・図書館消防訓練については年1回実施
- ・災害を想定し、来館者の誘導を想定した訓練
- ・火災発生を想定した避難誘導訓練および自衛消防訓練
- ・火災訓練として実施。地震時の避難訓練はそれに準じて行う
- ・火災等の防災訓練時の訓練項目の一として実施
- ・火災を想定のみ
- ・火災に係る消火訓練の際に含めて実施
- ・火災を想定した避難訓練のみ実施
- ・火災予防訓練と一緒に防災訓練を実施
- ・主に火災を想定した訓練を年2回実施
- ・防火訓練は2回実施
- ・主に火災時の防災訓練を実施。2・9月は消防隊員同伴のもとで行い、指導を受ける。地震防災訓練については、現在検討中
- ・消防署にお願いして火災訓練をしている
- ・救命訓練
- ・地震のみを想定した避難訓練は行っていないが、非常時の訓練として含めた形で実施
- ・自然災害を始めとする被害全般を想定した訓練を年に1回程度行う
- ・消防訓練を年1回
- ・消防訓練の中で対応

- ・地震限定ではなく、避難訓練

防災訓練は行っていないなど

- ・特に行っていない
- ・防災訓練を実施していない
- ・図書館が主体の防災訓練を行っていない
- ・地震を想定した図書館独自の訓練は特に行わず
- ・施設内センターの避難訓練用マニュアルに従うので図書館独自では実施していない
- ・町や地域主体での防災訓練は実施されているが、図書館は参加していない

その他

- ・現状では未だに地震が多く、その都度対応しているため、訓練はしていない
- ・地震を想定した訓練は行っていないが、地震の揺れを感じた場合、館内利用者へ書架から離れること等を呼びかけている

頻度というより訓練の内容の記述が多かった。地震を想定した訓練といっても他の災害との切り分けにくさが察せられる。

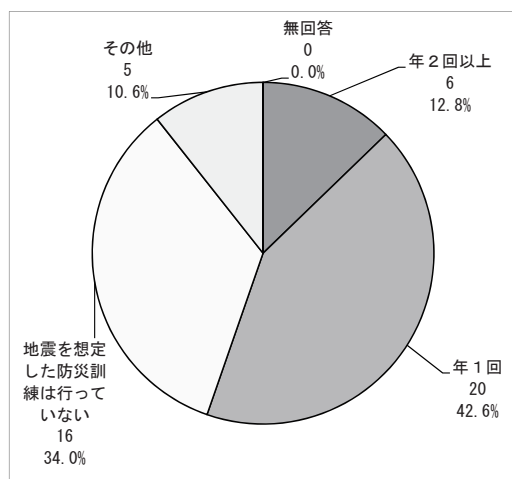


図 2.19 実施頻度（都道府県）n=47

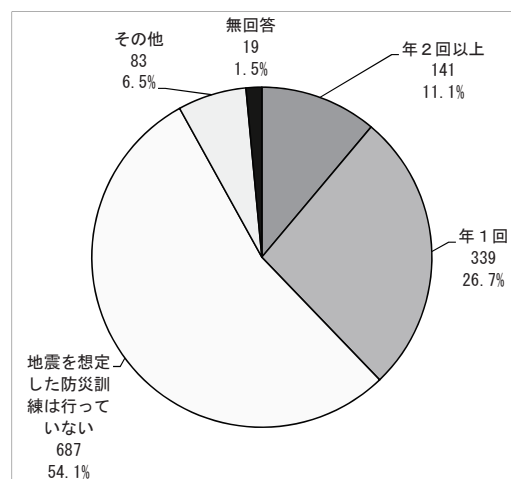


図 2.20 実施頻度（市区町村）n=1,269

イ 主体

都道府県立図書館では「図書館独自」24 自治体（51.1%）、「その他」7 自治体（14.9%）、「図書館と本庁部局」3 自治体（6.4%）の順で、無回答が 16 自治体（34.0%）だった。

備考には、以下の記入があった。

- ・複合施設管理者
- ・併設施設との合同で訓練
- ・隣接する県立美術館と合同で行う
- ・近隣の県組織と合同で行う
- ・複合施設内の図書館・文書館・生涯学習推進センター
- ・図書館と指定管理者と合同で行う
- ・同一庁舎内の県立文書館と共催

市区町村立図書館では「図書館独自」356 自治体（28.1%）、「その他」173 自治体（13.6%）、「図書館と本庁部局」167 自治体（13.2%）の順となり、少数ながら「地域の住民や利用者と合同で行う」63 自治体（5.0%）の回答もあった。無回答は 607 自治体（47.8%）である。

備考には 188 件の記述があった。このうち 100 件近くが複合施設・併設施設との合同訓練で最も多い。主体は公民館、博物館、生涯学習センター、文化会館、保健センター、管理会社などさまざまである。本庁部局やその自治体が主体というところは 20 件弱、教育委員会が数例ある。また、消防署への要請や協力が 10 件弱ある。次の質問「ウ 参加者」と重複する点だが利用者や住民などの記述もいくつかある。以下 5 つのグループに分けてまとめた。

複合・併設施設、隣接・周辺施設などが主体

- ・ 図書館と併設の複合施設 合同訓練
- ・ 生涯学習情報センターなど
- ・ 複合館なので建物の避難訓練に図書館も参加
- ・ 図書館を含む複合施設を管理する指定管理者
- ・ 複合施設内にある図書館と財団法人が合同で行う
- ・ 併設する市民文化会館と合同
- ・ 中央公民館との複合施設なので合同で開催
- ・ 複合施設全体
- ・ 複合施設内で合同実施
- ・ 図書館とその近隣施設（幼稚園・児童館・情報センター）と合同
- ・ 施設管理者
- ・ 複合施設を管理しているまちづくり推進室が主体
- ・ 同一敷地内施設職員と合同で消防訓練を実施
- ・ 複合ビルの一部を使用しているので、ビルの管理者
- ・ 複合施設のため、中央公民館が主体となって実施
- ・ 複合施設のため、図書館、文化会館、プラネタリウム館の合同
- ・ 中央図書館は、複合施設の管理組合が主体
- ・ 文化センター（中央図書館と中央公民館）
- ・ 複合ビルなので、管理会社が中心になって各テナントと合同で防災訓練を行う
- ・ 中央図書館は市民会館と複合施設であり、P F I 事業者及び指定管理者と合同で実施
- ・ 複合施設（商業施設・公共施設等）に併設されている図書館は合同で実施
- ・ 複合ビル入居テナントと合同で実施
- ・ 複合施設のため合同で行っており、その中には小学校も含む
- ・ 生涯学習センターの防災訓練として実施
- ・ 商業施設との複合施設につき、同ビル内の入居店者と合同
- ・ 町の文化会館
- ・ 併設の文化センター職員と休館日に合同で行う
- ・ 施設内センターの避難訓練用マニュアルに従うので図書館独自では実施していない

本庁部局やその自治体が主体

- ・ 本庁部局が主体
- ・ 図書館が市庁舎 2 階のため庁舎防災訓練に含まれる
- ・ 自治体の防災会議主催の訓練に参加
- ・ 市の防災訓練
- ・ 同一敷地内にある支所と連携し、地震等の災害を想定した防災訓練を実施
- ・ 学校の訓練時に一緒に行く
- ・ 地区ごとに行う町主体の訓練（3 地区で毎年交替）
- ・ 図書館としてではなく、町全体の訓練として職員が参加
- ・ 自治体の総合防災訓練
- ・ 三町合同で行う防災訓練への参加
- ・ 教育委員会

消防署などへの要請や協力

- ・ 消防署による図書館の防災訓練指導
- ・ 図書館と消防署
- ・ 消防署・警察署・自衛隊
- ・ 消防設備保守業務委託業者ならびに消防署と協力
- ・ 防災設備管理業者の立合い指導のもとに行く

利用者、住民や自治会と行う

- ・ 本庁部局と町会自治会合同の総合防災訓練を年 1 回行う
- ・ 中央・西図書館は住民と合同。北・東図書館は公民館職員と合同
- ・ 地区図書館は各複合施設の本庁部局及び市民と実施することもある
- ・ 複合施設全体及び利用者合同で行う
- ・ 自治体職員と住民が行う総合防災訓練日に複合館内で働いている職員も一緒に行く
- ・ 図書館と隣接する施設（市民会館）及び 2 施設の利用者

その他、実施していないを含む

- ・ 早朝に行くため、利用者の参加はない
- ・ 地域住民は参加しない
- ・ 防災訓練を実施してない
- ・ 地震を想定した防災訓練は行っていない
- ・ 図書館主体の地震を想定した防災訓練を行っていない

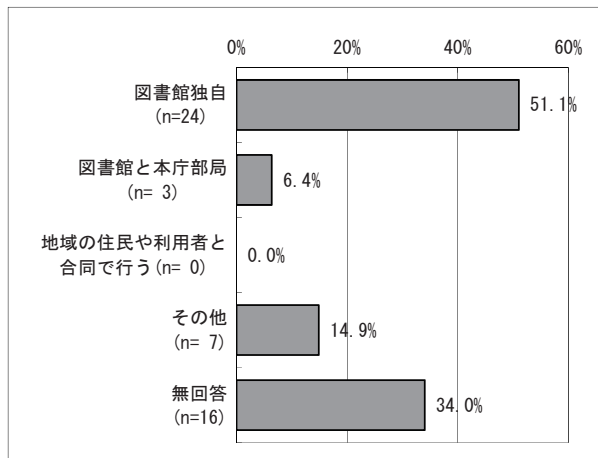


図 2.21 主体（都道府県）

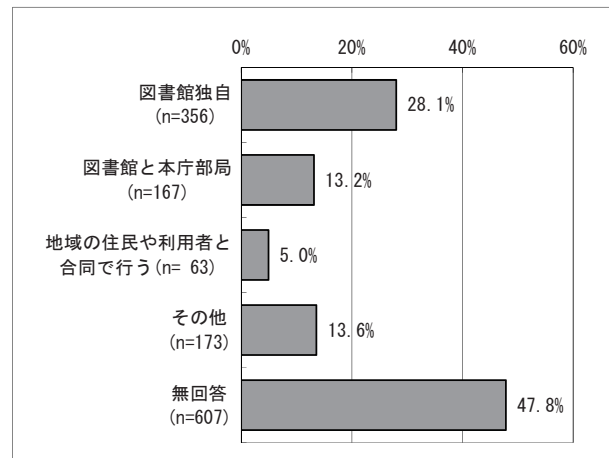


図 2.22 主体（市区町村）

（複数回答）

ウ 参加者

都道府県立図書館では「臨時職員等非専任を含む」28 自治体（59.6%）と回答者 47 館の 6 割に上る。次に「専任以上の職員」と「指定管理者、委託会社の職員を含む」がともに 20 自治体（42.6%）と同数だった。ほかに「地域の住民や利用者を含む」が 3 自治体（6.4%）あり、無回答が前問「イ 主体」と同じく 16 自治体（34.0%）だった。ちなみに「専任以上」「臨時職員等～」「指定管理者～」の 3 つとも選んで回答したところが 17 自治体ある。備考には記入はなかった。

市区町村立図書館でも「臨時職員等非専任を含む」449 自治体（35.4%）と最多で、次に「専任以上の職員」243 自治体（19.1%）が続く。「指定管理者、委託会社の職員を含む」は 199 自治体（15.7%）、「地域の住民や利用者を含む」が 153 自治体（12.1%）、「その他」41 自治体（3.2%）あり、無回答が 608 自治体（47.9%）だった。

備考には 56 件の記述が寄せられた。指定管理者による運営館では管理者のスタッフで訓練を行うところが多いが、自治体の職員を含む、利用者を含むなど、参加者は多様である。複合施設の運営主体のほか、訓練の時間帯、図書館施設の内外など時間や空間によって参加者もさまざまである。身近な住民・利用者を巻き込んだ訓練、危機管理の啓発に公共図書館がどのように関与しているのか興味深い点である。以下、4 つのグループに分けてまとめた。

職員・スタッフ

- ・指定管理者のスタッフ全員
- ・当館勤務全社員
- ・分館は併設近隣センター各館単位で個々に実施
- ・非常勤職員以上の職員
- ・市立図書館－職員全員 地域館－1 名正職員が参加
- ・管理職
- ・指定管理者のみで実施
- ・休館日に全職員で行う
- ・P F I 事業者が主体となって実施。必要に応じて自治体職員も参加

- ・指定管理者全職員
- ・ビル内入居施設全体参加
- ・入居業者の防災担当者
- ・複合施設内職員全員及び本庁部局
- ・清掃等委託業者を含む
- ・教育委員会事務局職員

住民や利用者、児童、自治会、消防署や警察署など

- ・園児・児童
- ・小学校の全校生徒等
- ・利用者（地域住民は含まない）
- ・来館者
- ・消防本部他市職員、市民、警察、自衛隊等
- ・本庁部局と町会自治会を含む
- ・消防署、臨時職員、警備・清掃員、消防設備点検委託業者
- ・消防署、関連事業所、障害者団体
- ・町内全域で実施
- ・当日、会議室等を利用している読書会、ボランティア
- ・清掃業者職員、職場体験学習の学生（受入期間中の場合のみ）
- ・指定管理者と利用者
- ・利用者に訓練への参加協力を呼び掛け
- ・三町合同での訓練の為、参加可能な全町民
- ・施設（図書館及び公民館）職員及び利用者

訓練を行っていない

- ・防災訓練を実施してない
- ・地震を想定した防災訓練は行っていない
- ・図書館として訓練は行っていない
- ・図書館主体の防災訓練を行っていない

その他

- ・早朝に行うため、利用者の参加はない
- ・地域住民は参加しない
- ・指定管理者館のため職員は0

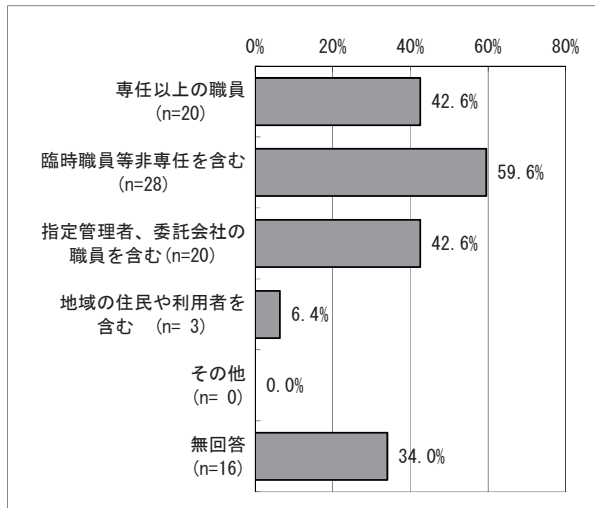


図 2.23 参加者（都道府県）

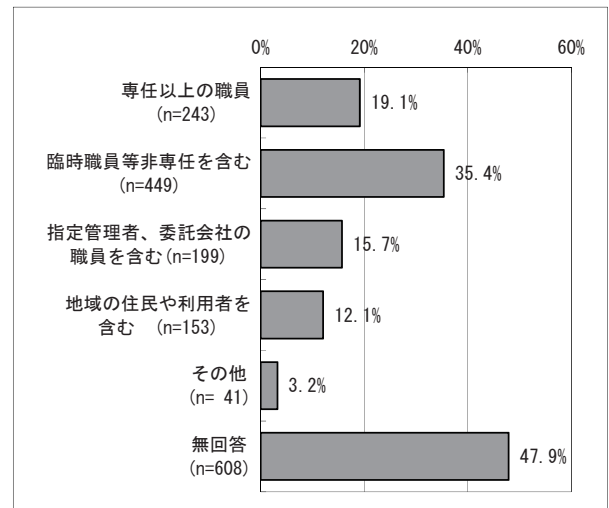


図 2.24 参加者（市区町村）

（複数回答）

エ 内容

都道府県立図書館では「避難、救護、搬出（原簿・台帳・貴重資料等）」が 30 自治体（63.8%）、「消火器具の使用」28 自治体（59.6%）、「避難器具の使用」12 自治体（25.5%）、「無線放送の使用」6 自治体（12.8%）の順で、「その他」は 1 自治体（2.1%）、無回答が前問「イ 主体」「ウ 参加者」と同じく 16 自治体（34.0%）である。

備考には以下の記入があった。

- ・館内非常放送訓練、防護安全訓練、消防署への通報訓練 平成 24 年度：煙ハウス体験、二酸化炭素消化設備説明
- ・搬出は未実施
- ・消火器具の使用は毎年ではない
- ・自治体職員による情報伝達訓練（一斉送信メールの受信や確認）

市区町村立図書館では「避難、救護、搬出（原簿・台帳・貴重資料等）」が 553 自治体（43.6%）、「消火器具の使用」484 自治体（38.1%）、「無線放送の使用」164 自治体（12.9%）「避難器具の使用」149 自治体（11.7%）、「土のう設置・がれき除去等」14 自治体（1.1%）の順となった。また、「その他」が 82 自治体（6.5%）、無回答が 608 自治体（47.9%）となっている。

備考には 92 件の記入があった。避難に関するものが 30 件以上あり、実際の避難訓練もしくは避難経路の確認を行うなどの内容である。次の質問「(2) 「図書館で行う防災訓練」以外の防災訓練の実施状況」と重複する部分でもあるが「AED 使用法」「救急救命」「参集訓練」などが挙げられている。以下、5 つのグループに分けてまとめた。

避難や消火の訓練に関する内容

- ・避難
- ・避難訓練
- ・避難誘導
- ・避難経路、役割分担の確認
- ・消火設備、避難経路の確認

- ・防災訓練：避難誘導及び避難訓練、避難所開設訓練等
- ・地域館 2 館：避難訓練・消火器具の使用 地域館 1 館：避難器具の使用・無線放送の使用
- ・非常口のカギの位置確認、開閉動作確認
- ・避難経路の確認、炊き出し訓練
- ・非難経路確認・火災消化訓練・消火栓放水・非常用放送設備確認・消防署との連携等開催
- ・避難、救護のみで搬出までは行っていない
- ・資料等搬出はしない
- ・台帳の搬出などは行っていない

館内放送・通信設備の使用に関する内容

- ・非常用放送設備による館内放送で、利用者にも身を守る行動を呼びかける
- ・館内放送を使用し、館内にいる人に「姿勢を低くし手や腕で頭と首を守り、揺れが治まるまで待つ」という行動をとるよう呼びかけた
- ・館内放送の使用および避難誘導。消火設備箇所の確認

本庁や消防署などへの通報、伝達訓練に関する内容

- ・図書館にあっては本庁舎組織からの電話伝達訓練
- ・消防への通報訓練
- ・通報訓練
- ・設備監視、通報連絡
- ・対策本部へ連絡
- ・情報伝達訓練
- ・非常時連絡網に基づく職員間の招集電話連絡
- ・呼集訓練

A E D 使用、非常参集訓練など、その他の内容

- ・体験、展示：水バケツリレー、起震車体験、心肺蘇生法訓練等
- ・年によって行う特別な訓練（不審者対応、起震車体験など）
- ・エレベータからの救出
- ・防災ビデオ等の上映及び防災関係者の講義
- ・防災ビデオ視聴
- ・A E D 使用法
- ・救急救命実習
- ・勤務開始時刻の 1 時間前に震度 5 強の地震が発生したと仮定した職員の参集訓練
- ・炊き出し訓練

訓練を行っていない

- ・防災訓練を実施していない
- ・地震を想定した防災訓練は行っていない
- ・図書館主体の防災訓練を行っていない

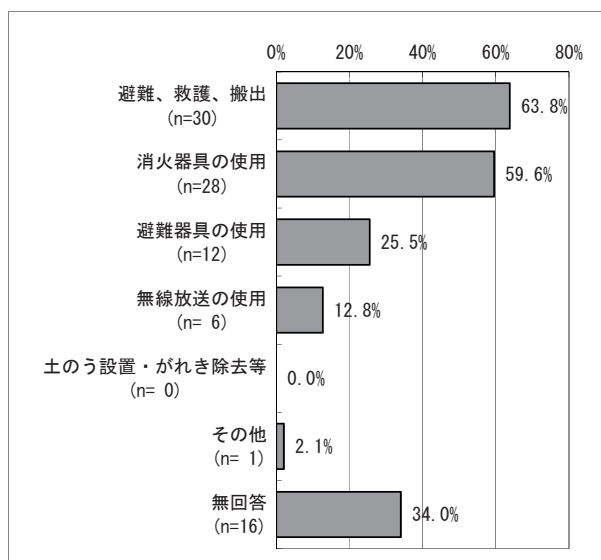


図 2.25 内容（都道府県）

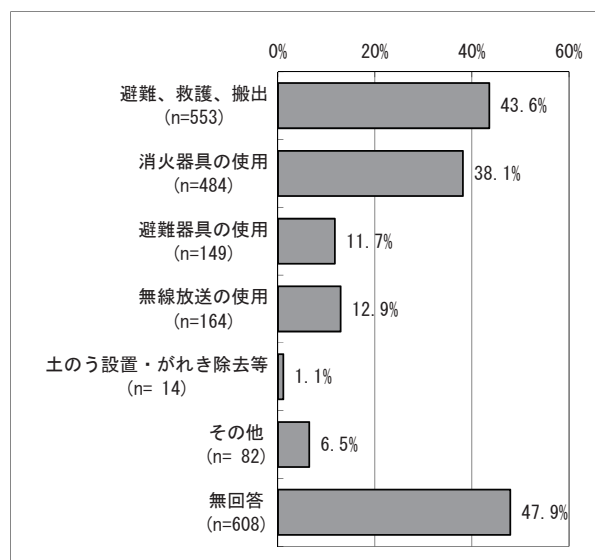


図 2.26 内容（市区町村）

（複数回答）

(2) 「図書館で行う防災訓練」以外の防災訓練の実施状況

都道府県立図書館では「救急救命講習会（心肺蘇生法・AED使用法）」が 21 自治体（44.7%）、「図書館で行う防災訓練以外の訓練は行っていない」が 17 自治体（36.2%）、「自治体職員の非常参集訓練」と「その他」がともに 4 自治体（8.5%）、「自治体職員の図上訓練・図上演習」1 自治体（2.1%）の順で、無回答が 7 自治体だった。

備考には以下の記述が寄せられた。

- ・非常連絡網訓練
- ・職員の緊急連絡網訓練
- ・メール配信による参集状況確認
- ・非常参集訓練 図書館職員を含む職員の中から指定した職員を対象に実施
- ・救急救命講習会 平成 23 年 3 月実施の防災訓練の中で AED 講習を実施
- ・行っていない

市区町村立図書館からは、「「図書館で行う防災訓練」以外の訓練は行っていない」が最も多く 427 自治体（33.6%）である。次いで「救急救命講習会（心肺蘇生法・AED使用法）」418 自治体（32.9%）、「自治体職員の非常参集訓練」287 自治体（22.6%）、「自治体職員の図上訓練・図上演習」60 自治体（4.7%）、「その他」58 自治体（4.6%）、「自治体職員の徒歩による帰宅訓練」21 自治体（1.7%）、「隣接の都道府県や指定都市、あるいは提携自治体と連携して行う訓練」14 自治体（1.1%）となり、すべての選択肢に回答があり、無回答は 255 自治体であった。

備考には 69 件の記入があった。「訓練は行っていない」「不参加」が 30 件あまりを占める。行っている旨の記入では火災訓練の内容が 10 件あまり、そのほか非常参集や伝達訓練などが見られる。以下、5 つのグループに分けてまとめた。

火災・防災訓練の実施

- ・職員による模擬火災訓練（確認のみ）
- ・火災を想定した防災訓練を実施

- ・防火訓練・年1回自治体職員及び臨時職員
- ・自治体として、関係機関及び市民と防災訓練を実施
- ・建物火災を想定した避難訓練（市役所と合同）
- ・住民参加の避難訓練
- ・町全域での本庁防災訓練に参加
- ・市として実施
- ・いずれも図書館独自の訓練ではなく市役所実施の訓練への参加
- ・地震に伴う津波の避難訓練
- ・市の総合防災訓練等

非常参集訓練

- ・管理職のみ
- ・市管理職の緊急連絡・参集訓練
- ・図書館独自ではないが市の「自治体職員の非常参集訓練」「救急救命講習会」に参加
- ・本庁から全職員を対象に携帯電話へ非常参集訓練メールを送信し受信の有無を確認
- ・Eメールを使用した非常参集訓練

救急救命講習会（AED使用）

- ・施設管理者として救急救命講習会への参加
- ・スタッフ全員が普通救命講習を受講
- ・自治体職員として全職員が上級救命技能認定を取得（正職員・再任用職員及び一部の嘱託員）
- ・「全般的」に対応する目的で、救急救命講習会を実施

図上演習、伝達など、その他の訓練

- ・指定管理者の図上訓練・図上演習
- ・緊急連絡網による伝達訓練（主体は自治体）
- ・部課長（館長含む）等幹部職員の緊急連絡網を用いた伝達訓練
- ・非常時の連絡伝達訓練
- ・自治体職員の情報伝達訓練、公立社会教育施設災害時被害状況伝達訓練
- ・情報伝達訓練
- ・携帯電話によるスタッフの安否確認訓練
- ・エレベーターが急停止した場合の訓練

訓練を行っていない、不参加など

- ・訓練未実施（H25年度から実施予定）
- ・地震を想定した防災訓練は行っていない
- ・図書館は不参加
- ・図書館主体の防災訓練を行っていない
- ・防災訓練を実施してない
- ・訓練は行っていない

- ・訓練は行っていない
- ・自治体としては実施しているが、図書館職員は不参加

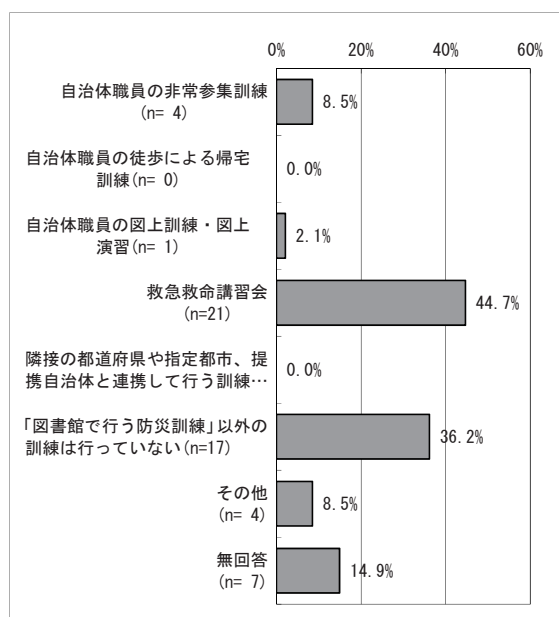


図 2.27 図書館で行う防災訓練以外の防災訓練
(都道府県)

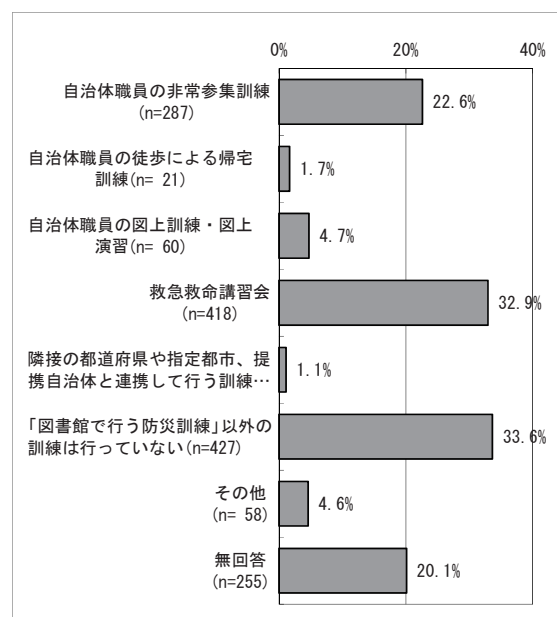


図 2.28 図書館で行う防災訓練以外の防災訓練
(市区町村) (複数回答)

(3) 設備面の地震対策

ア 非常用品・用具の備え、イ 防災関連の措置、ウ 放送・通信設備の3点に分けて質問を行った。

ア 非常用品・用具の備え

都道府県立図書館では「AED（自動体外式除細動器）」45自治体（95.7%）が最も多くほとんどの館で設置済みとわかる。次いで、「携行品や用具」が34自治体（72.3%）あり、それ以外は「利用者にも提供可能な備蓄」4自治体（8.5%）、そして「個人用の避難袋」「特に準備していない」「その他」がともに1自治体（2.1%）あった。

備考には「懐中電灯、携帯ラジオ、救命箱、担架」「建物が中間免震建築」の記入があった。

市区町村立図書館でも「AED（自動体外式除細動器）」733自治体（57.8%）が最多となり、回答者の6割近くで設置されていることがわかる。「携行品や用具」が486自治体（38.3%）と続くが、「特に準備していない」が390自治体（30.7%）で3位となった。4位以降は「利用者にも提供可能な備蓄」57自治体（4.5%）、「その他」41自治体（3.2%）、「個人用の避難袋」15自治体（1.2%）となり、無回答は15自治体（1.2%）だった。

備考には75件寄せられた。特にAEDの設置に関して複合もしくは併設施設に備えがある旨の記入が30件以上ある。携行品や備蓄用品の具体例では「ポータブルストーブ」「難燃毛布」「エレベーター閉じ込め防止キット」「防災行政無線受信機能付きラジオ」などの記述がある。また、「災害対策本部第2順位」「防災倉庫が図書館駐車場内に設置」「図書館は避難施設になっていないので備蓄品等はない」といった記述もあり、図書館が避難場所に指定されているか、敷地内に防災倉庫があるかなどの違いによっても非常用品・用具の備えが異なることがうかがえる。

以下、4つのグループに分けてまとめた。

複合施設や本庁舎に備えている

- ・図書館との併設の複合施設に準備
- ・図書館が市庁舎2階のため庁舎の用品設備と共同
- ・来館者出入口を共用する公民館にAED設置
- ・複合施設なので（生涯学習センター）施設として備える
- ・複合施設内にあり（避難場所に指定されている）
- ・いずれも複合施設内に備えられている
- ・AEDは施設内（中央公民館）に設置
- ・複合施設のため、他の施設が市民用備蓄保管を行う
- ・生涯学習センター内にAED等がある（町の防災拠点になっている）
- ・AEDは複合施設に設置
- ・複合館であり、文化会館にAEDあり
- ・施設が災害対策本部第2順位、及び二次避難場所となっており、相応の非常用品用具を準備
- ・文化センター施設にAED、難燃毛布など所蔵
- ・市役所（図書館の前）や複合施設（文化センター）に備えている
- ・同一建物内（文化会館）にAED設置
- ・庁舎に備えてある
- ・複合施設内で携行品、避難袋といったものを備えている
- ・AEDは図書館内にはないが複合施設内の管理人室に設備
- ・複合施設に毛布の備蓄及びAEDあり
- ・公民館併設のため、公民館で毛布、飲料水、非常食等を備蓄

隣接する施設などに備えている

- ・図書館に隣接する農村環境改善センターに1台設置
- ・隣接している児童館に設置
- ・隣接する指定避難所（小学校体育館）で非常用品等を備蓄
- ・図書館独自では無いが、市の防災倉庫が図書館駐車場内に設置されていて、「携行品や用具」「利用者にも提供可能な備蓄」の備えがある

備えの具体例

- ・地震対策で設置しているわけではない。ポータブルストーブなど
- ・石油ストーブ（電気を使わないもの）
- ・救急用薬品
- ・避難器具（救助袋）の設置場所、取扱い要領を確認
- ・エレベーター閉じ込め防止キット、車椅子
- ・懐中電灯と防災行政無線受信機能付きラジオの常備
- ・作業着、ヘルメット、長靴
- ・非常食の備蓄

- ・懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話充電 工具 長靴 スコップ
- ・ハンドマイク、ラジオなど

その他

- ・本館は、地域の避難所に指定されている
- ・町が備蓄している機材を使用
- ・日常の使用に備えて設置
- ・図書館は避難施設になっていないので備蓄品等はない
- ・特に訓練は行っていない

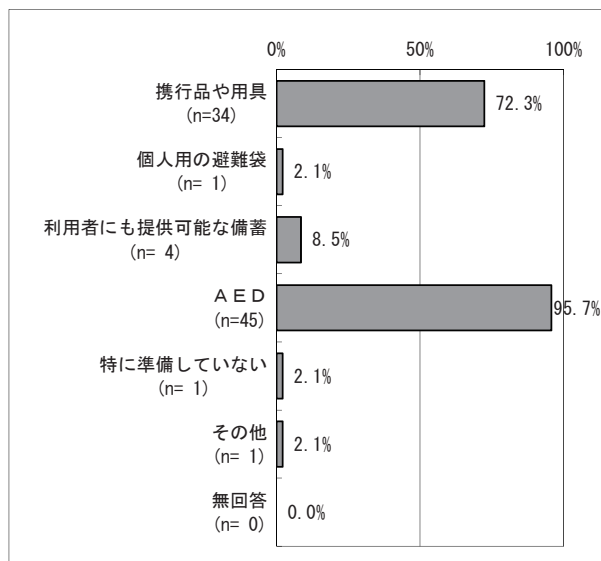


図 2.29 非常用品・用具の備え（都道府県）

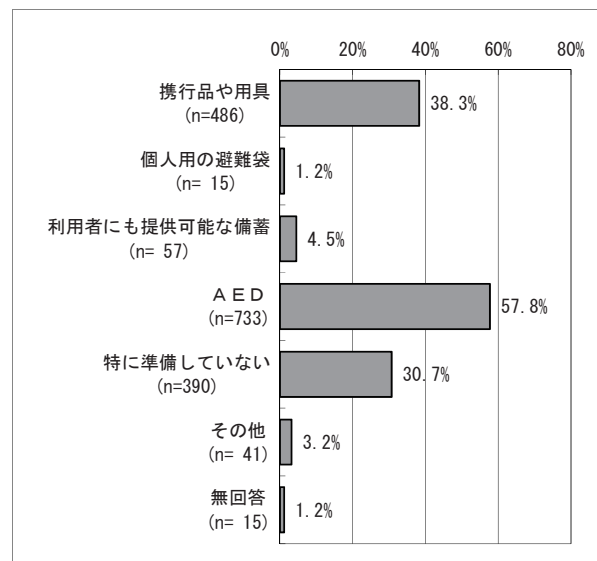


図 2.30 非常用品・用具の備え（市区町村）

（複数回答）

イ 防災関連の措置

都道府県立図書館では「固定金具やはすかい等書架の転倒防止措置を行う」36自治体（76.6%）が最多である。そのほか「窓等にガラス飛散防止フィルムを貼る」8自治体（17.0%）、「書架に図書の落下防止装置を導入する」7自治体（14.9%）、「特に行っていない」6自治体（12.8%）、「パソコンのディスプレイやその他の機器類に転倒防止措置を行う」5自治体（10.6%）、「その他」2自治体（4.3%）の順であった。

備考には以下のような記入があった。

- ・新しいものは対策済み
- ・開架書架に図書の落下防止テープを貼付
- ・一部に免震書架を導入

市区町村立図書館でも「固定金具やはすかい等書架の転倒防止措置を行う」676自治体（53.3%）が最も多い。次に「特に行っていない」が450自治体（35.5%）の回答数で前問「ア 非常用品・用具の備え」と同じく高い順位である。以下、「書架に図書の落下防止装置を導入する」142自治体（11.2%）、「窓等にガラス飛散防止フィルムを貼る」125自治体（9.9%）、「パソコンのディスプレイやその他の機器類に転倒防止措置を行う」91自治体（7.2%）、「その他」50自治体（3.9%）の順で、無回答は29自治体（2.3%）である。

備考には 68 件の記述があった。書架・書棚の防災対策が 30 件近くある。措置の多少に関わらず固定金具の使用や書架の固定などの対策が多い。「免震書架」「倒れづらい本棚を使用」なども数例あり、「落下防止シート・テープの使用」が 10 件あまり、「蛍光管やガラスの飛散防止フィルムの使用」が数件見られる。また、「サーバー床固定」など、特定の場所や機器への措置も挙げられた。以下、6 つにグループ分けしてまとめた。

書架・書棚の防災措置

- ・ 建物を建てる時に棚の転倒防止のためにアンカーを深く埋めている
- ・ 書架を床に固定
- ・ 書架の固定金具使用
- ・ 図書が落ちにくい作りの書架を採用
- ・ 倒れづらい本棚を利用
- ・ 書架固定の金具をはずれないように、しっかりと固定されるように壁を修理、書架を耐震性のあるものに交換
- ・ 閉架書庫や 1 階開架などの大型書架は固定
- ・ 免震書架を導入
- ・ 本年度書架の転倒防止工事を実施
- ・ 固定金具は一部の書架のみ実施。後の書架は上部棚のみ落下シートをひく
- ・ 建設時に一般書書架固定
- ・ 棚の補強
- ・ 中央図書館の書架のみ固定金具による転倒防止措置
- ・ 開架書架は床に固定式
- ・ 閉架書庫の移動ラックは免震になっている
- ・ 壁面側の一部書架棚へは固定金具措置あり
- ・ 書架の転倒防止措置を検討中
- ・ 転倒防止のための装置（フィルム）を検討中

落下防止措置、落下防止シート・テープなどの使用

- ・ 高所の書架には、図書落下防止シートを利用
- ・ 図書の落下防止テープを書架に貼り付け
- ・ 落下防止装置は閉架書庫のみ導入
- ・ 落下防止用テープを上段の棚に貼付
- ・ 書架に図書の落下防止措置を平成 25 年実施予定
- ・ 書架の棚上部に本が落下しにくいよう落下防止シートを敷いている
- ・ 書架の最上段に図書の落下防止のための安全安心シートを設置

蛍光管やガラスの飛散防止フィルムの使用

- ・ 地域館 1 館でガラスの飛散防止フィルム使用
- ・ 蛍光管の飛散防止カバー、蛍光器具の落下防止補修、固定金具(一部)
- ・ 一部ガラス飛散防止フィルムが貼ってあるが、他の箇所も H25 年度予算で計上予定。生涯学習

館はH25 年度予算で計上予定

- ・一部に飛散防止フィルム貼り付け

特定の場所や機器への配慮・工夫

- ・サーバー床固定
- ・スタッフ用ロッカーに転倒防止措置
- ・カウンターのパソコンには無停電電源装置を設置
- ・エレベーターの地震管制

配架の工夫

- ・書籍を書架の奥に配下し落ちにくくした
- ・図書の落下防止のため、書架の高さ等の調整
- ・重い資料は最下段の書架に置く
- ・重い本を書架の下段に移動し、重心を下にもっていく
- ・書架の上に本を並べない

その他

- ・地震多発地域のため、施設建設の際に相応の耐震設計
- ・防火カーテンを使用
- ・平成 25 年度耐震補強工事予定
- ・閲覧室内に耐震補強施行
- ・新館の建設計画中であり建設にあわせて対応
- ・レイアウトの変更もあるため措置をされていない書架もあり

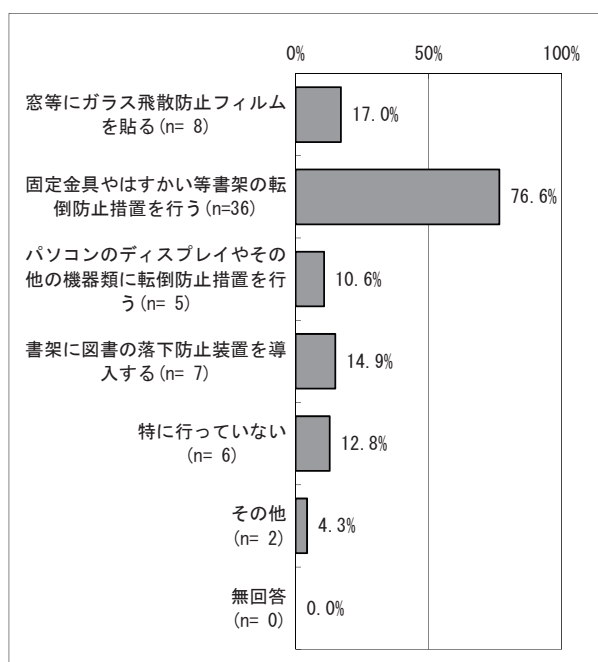


図 2.31 防災関連の措置（都道府県）

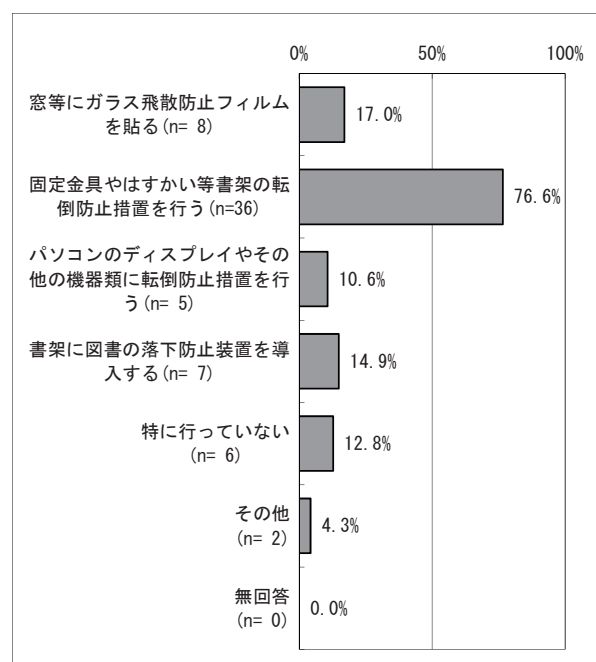


図 2.32 防災関連の措置（市区町村）

（複数回答）

ウ 放送・通信設備

都道府県立図書館では「テレビ・ラジオ等の公共放送を利用者向けに情報提供できるようにしている」が 41 自治体 (87.2%)、「非常時の館内放送用文章を作成し、アナウンスできるようにしている」が 40 自治体 (85.1%) とほぼ並んで上位である。それ以外では「特に準備していない」14 自治体 (29.8%)、「防災無線等、自治体からの緊急連絡を情報発信できるようにしている」11 自治体 (23.4%)、「その他」11 自治体 (23.4%) となり、無回答は 13 自治体 (27.7%) だった。

備考には以下の 5 件の記入があった。

- ・館内放送のアナウンスとともに自動音声による避難誘導を行う
- ・災害時に県の防災情報管理センター機能を果たす
- ・緊急地震速報受信装置を設置
- ・緊急地震速報器を設置
- ・緊急地震速報受信機の設置

市区町村立図書館では「テレビ・ラジオ等の公共放送を利用者向けに情報提供できるようにしている」が 858 自治体 (67.6%) で最も多い一方、次に「特に準備していない」が 633 自治体 (49.9%) ありほぼ 5 割ある。以下、「非常時の館内放送用文章を作成し、アナウンスできるようにしている」537 自治体 (42.3%) 「その他」496 自治体 (39.1%)、「防災無線等、自治体からの緊急連絡を情報発信できるようにしている」453 自治体 (35.7%) の順だった。また、無回答が 367 自治体 (28.9%) だった。

備考には 56 件の記述があった。複合施設、同じ庁舎内の放送・通信設備に関するものが 25 件以上あり、ほかに緊急地震速報機の設置・放送が 5 件、そのほか具体的な事例の記述が見られる。

以下、4 つのグループに分けてまとめた。

図書館の放送・通信設備

- ・館内放送設備による指示
- ・放送用文章は作成していないが、館内放送は利用できる
- ・ラジオ職員情報収集用・館内放送

複合施設などの放送・通信設備

- ・図書館が市庁舎 2 階のため庁舎の用品設備と共同
- ・町民総合センター内なので共有
- ・複合施設としての館内放送用文章作成、テレビ・ラジオ等の情報提供
- ・複合施設のため、施設管理担当が放送
- ・複合施設の非常時の館内放送用文章が作成され、アナウンスできるようになっている
- ・生涯学習センター全体で放送
- ・図書館が入っている複合施設として館内放送、自治体の防災無線を装備
- ・役場との複合施設のため、本庁が一括して用意
- ・文化センター全体として対応（全館放送できる）
- ・複合施設のため、福祉保健センターからの放送
- ・図書館内にはないが複合施設の事務所に防災無線あり。何かあった場合は事務所から図書館に

連絡があるが、土日祝日は事務所には誰もいないので連絡出来ない

- ・図書館独自ではないが、隣接している社会教育施設にある
- ・緊急時の放送は、隣接する管理課（生涯学習課）から入る

緊急地震速報機器の設置など

- ・緊急地震速報機を設置
- ・ケーブルテレビ回線からの緊急地震速報

その他、具体例など

- ・市による放送が市のシステムを通じて、図書館を含む市役所本庁全体に流れる
- ・ワンルームの小さな図書館にラジオがあるというだけ
- ・図書館敷地内に防災無線塔があり自治体からの緊急連絡を情報発信ができるが、館内では聞き取れないときがある
- ・隣接施設である文化センターにスピーカー付の公用車を用意。非常時に近隣住宅への放送が可能
- ・職員が館内を回り避難指示を出す
- ・平屋であるため、職員誘導を実施
- ・放送設備はあるが、小さい図書館なので職員が直接声がけをする
- ・非常放送装置に組み込まれたものが自動的に放送
- ・地震による揺れが発生した際には書架から離れるよう、速やかに館内放送でアナウンスする
- ・停電時の対応に懐中電灯、拡声器を準備
- ・非常時の館内放送用の文書作成と、役割分担表を作成
- ・図書館ホームページで情報提供
- ・現在作成中

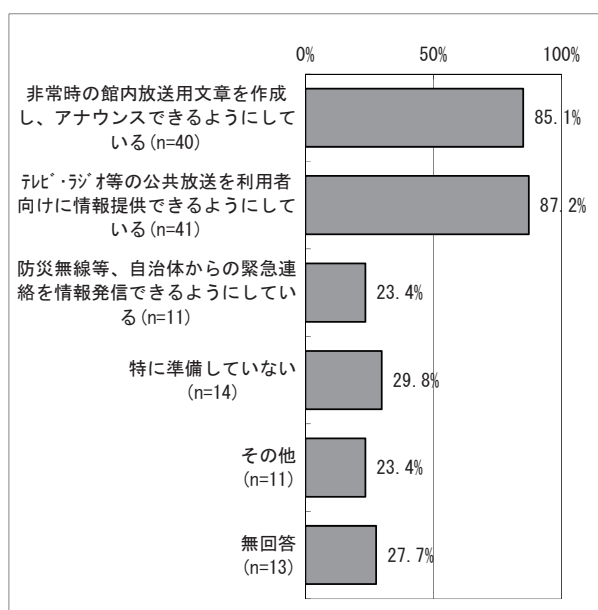


図 2.33 放送・通信設備（都道府県）

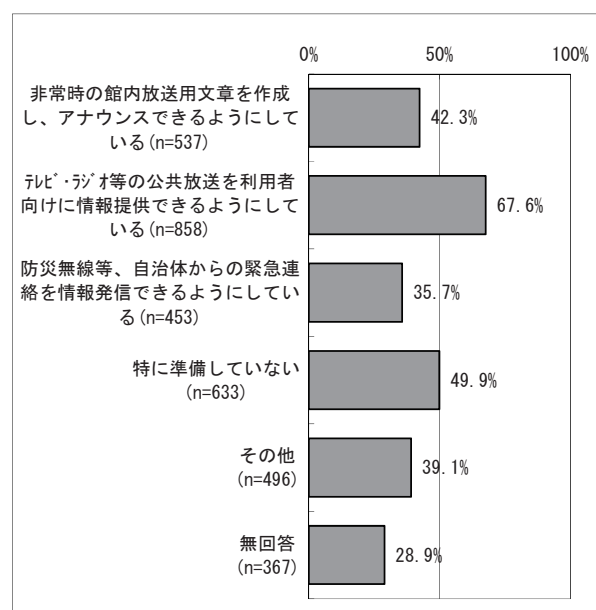


図 2.34 放送・通信設備（市区町村）

（複数回答）